

長崎都市計画地区計画の決定

(時津町決定)

都市計画井手宗地区計画を次のように決定する。

名 称		井手宗地区計画
位 置		西彼杵郡 時津町元村郷 字井手宗地内
面 積		約0.8ha
地 区 計 画 の 目 標		当地区は、時津町の南部に位置し、隣接の長与町においては団地開発され、既に低層住宅の立地がある。 そこで地区計画の策定により、隣接町の既存住宅との良好な住環境の形成を守りつつ、地域の特性を活かした利便性の増進を図り、合理的な土地利用を目標とする。
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	周囲の住居の環境を保護するための地域とする。 周辺環境との調和を図りつつ土地活用を行う。
	建築物の整備の方針	地区計画の目標を踏まえ、建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度等について必要な基準を設定し、周囲の良好な住環境と調和のとれた街並みの創出・保全を図る。

地区整備計画	地区の名称	井手宗地区計画
	地区の面積	約0.8ha
	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 1. 建築基準法第48条別表第2（は）項の1号、3号、4号、6号
	建築物の敷地面積の最低限度	165㎡
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1m以上とする。 但し、次のものを除く。 (1) 外壁又は柱の中心線長合計が3m以下であるもの。 (2) 建築物に付属する車庫等
	高さの最高限度	建築物の高さは15m以下とする。
備考		

「区域は、計画図表示のとおり」

理由

当地区は、時津町の南部に位置し、病院の用に供され、時津町、長与町、長崎市北部、西彼杵半島の救急患者対応等の拠点として地域保健医療の一翼を担ってきた経過があり、今後もその体制強化を図る必要がある。また、隣接の長与町においては団地開発され、既に良好な低層住宅の立地がある。

そこで地区計画の策定により、周辺環境との調和・保全、計画的な土地利用・立地誘導を行い、ゆとりある居住環境創出と合理的な都市機能を形成するものである。